

「がんばろう ふくしま！」応援店等実施要領

第1 応援店の目的

東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故の影響は、震災後6年が経過した現在においても、一部の県産農林水産物において出荷制限が続いているなどいまだ色濃く影を落としている。また、農林水産物のモニタリング検査ではほとんどの品目で安全性が確認されている一方で、消費者庁の調査では、県産品の購入をためらう人の割合が一定程度存在し、根強い風評は続いている。

このため、安全が確認された県産農林水産物及び県産農林水産物を原材料とする加工品について、県内外の販売店、飲食店等と連携し、消費者等に対して県産農林水産物の安全性やおいしさなどの魅力に関する情報発信を広く実施することで、県産農林水産物の風評の払拭と購買・消費意欲の向上を図る。

第2 応援店等の活動内容

1 販売店、飲食店等

県内外の量販店、小売店、農産物直売所等の販売店や、県産農林水産物を食材として使用している県内外の飲食店は、県が提供する情報やPR資材を活用して、県産農林水産物の安全性や魅力をPRし、販売促進を行う。

さらに、販売店においては、店舗内に県産農林水産物等を集約して販売する「がんばろう ふくしま！」コーナー等を設置する。

2 流通事業者（卸売事業者、仲卸事業者等）、加工事業者等

県産農林水産物を商品として取り扱っている卸売事業者や原材料として加工・販売している加工事業者等は、県が提供する情報やPR資材を活用して、県内外の取引事業者に対し県産農林水産物の安全性や魅力をPRし、販売促進を行う。

3 販売会等の開催等

上記1、2以外の者が行う県産農林水産物の販売会の開催や他団体が実施する販売会等への出展に関しては、その実施期間中において別記1の要件に該当する場合に応援店等に登録することができる。なお、その場合、県が提供する情報やPR資材を活用して、県産農林水産物の安全性や魅力をPRし、販売促進を行うものとする。

第3 実施店舗等の手続き等

1 本活動に取り組もうとする店舗・団体等は、応援店届出書（以下「届出書」という。様式1）を所管する農林事務所長又は最寄りの県外事務所長（以下「所長」という。）に提出する。

なお、所長の業務対象外の場合及び販売会等の開催等（様式1-1を使用）に関しては、県農林水産部長（以下「部長」という。）に提出する。

2 所長（部長）は、届出書を確認した結果適当と認められる時は、応援店協力依頼書（様式2）に第4の1の資材を添えて、届出団体等に送付するものとする。

第4 県が提供する資材等

1 提供資材及び情報

- (1) 「がんばろう ふくしま！」のぼり
 - (2) 「がんばろう ふくしま！」ミニのぼり
 - (3) 販売促進キャンペーンに関する情報
 - (4) 出荷制限情報等（随時）農林水産物の安全性に関する情報
- 上記(1)、(2)を原則1セットを登録後提供し、返却の必要はない。
(3)、(4)については、随時メール等で発信する。

なお、販売会等の開催等について、貸与数量は協議により決定することとし、事前に認められた場合を除き、当該催事終了後に貸与資材を返却する。

2 応援店等の県ホームページへの掲載

登録した応援店等については、県のホームページに掲載し広く紹介する。

第5 応援店等情報の整理

- 1 所長は、届出のあった応援店の情報を応援店店舗一覧表（様式3）に整理するとともに、定期的に部長に報告（共有キャビネットへの登録等）する。

- 2 部長は、所長から報告のあった情報を一元的に管理するとともに、応援店等の登録状況について各所長と情報共有を図る。

第6 応援店等の実施期間

平成23年4月からとし、当面は終期を設定しない。

第7 応援店等の状況報告等

- 1 所長（部長）は、応援店に取組み状況の報告を求めることがある。
- 2 販売会等の主催者等は、催事終了後、速やかに開催報告書（様式4）を部長に提出し、部長はその活動内容を県のホームページで広く紹介する。

第8 その他

- 1 県は、県産農林水産物の販売拡大を図るため、応援店等と農業者団体（農業協同組合、生産・出荷団体等）とのマッチングに努めることとする。
- 2 本要領に定めるもののほか、応援店等の実施に必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 本要領は、平成23年4月 1日から施行する。
- 2 本要領は、平成23年4月13日から施行する。
- 3 本要領は、平成23年5月 1日から施行する。

- 4 本要領は、平成24年10月23日から施行する。
- 5 本要領は、平成29年6月 9日から施行する。

別記1（要領第2関係）

- ① 応援店は、県産農林水産物等を継続して積極的に販売（食材として活用）又は今後販売（食材として活用）を予定している法人及び団体、個人事業者等であること。
- ② 応援店は、県産農林水産物の風評を払拭するため、安全な県産農林水産物の情報提供とPRを積極的に行う意欲があること。また、県が自粛を求めている農林水産物を取り扱っていないこと。
- ③ 応援店は、「がんばろう ふくしま！」コーナー等を長期的に設けることが見込まれること。
- ④ 販売会等は、本県への応援やイメージアップに貢献できるものであること。